

令和 7 年度

相馬市監査計画

相馬市監査委員

令和 7 年度相馬市監査計画

令和 7 年 3 月 2 4 日
相馬市監査委員決定

1 各監査の方針

令和 7 年度に実施する各監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)は、監査委員 2 名が相馬市監査基準及び次の方針に基づいて実施する。

(1) 定期監査

地方自治法(以下「法」という。)第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づいて、財務監査(財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること)と行政監査(事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること)を合わせて、定期監査として実施する。

なお、監査対象期間については、令和 6 年度の執行分を対象として行う。

監査の期日、対象課等は、実施日の 3 0 日前までに通知する。

(2) 財政援助団体等の監査

①補助金等交付団体

法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づいて、市が補助金等を交付している団体と所管部局に対して、決算書類と関係帳票の照合などを実施しながら、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、交付団体に対する指導監督は適切に行われているか等を主眼として実施する。

監査対象団体は、令和 6 年度補助金等の交付を受けた全団体とし、監査委員の協議により実施団体を選定する。

監査の期日等の通知は、実施日の 1 0 日前までに行う。

②公の施設の指定管理者

法第 1 9 9 条第 7 項後段の規定に基づいて、公の施設の指定管理者と所管部局に対して、公の施設の設置の目的が効果的に達成されているか、事業が協定に基づき適切に運営されているか、会計経理、財産管理等が適正に行われているか、指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか等を主眼として実施する。

監査対象団体は、令和 6 年度に指定を受けていた全団体とし、監査委員の協議により実施団体を選定する。

監査の期日等の通知は、前号と同様とする。

(3) 決算審査

法第233条第2項または地方公営企業法第30条第2項の規定に基づいて、令和6年度決算を対象として実施する。

各会計の決算計数を確認するとともに、予算の執行、資金の運用及び財産管理の状況について審査する。

(4) 基金運用状況審査

法第241条第5項の規定に基づいて、令和6年度の基金運用状況を対象として実施する。

各基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査する。

(5) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて公表される指標について審査する。

※指標 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率（下水道事業会計）

(6) 例月出納検査

法第235条の2第1項の規定に基づいて、各会計の毎月の現金出納を対象に、毎月の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、保管現金の確認を行う。

(7) その他の監査等

法第199条第5項の規定に基づく随時監査、法第242条の規定に基づく住民監査請求に基づく監査及びその他の監査の実施にあたっては、必要に応じて実施する。

(8) その他

①資料の要求等

監査等の実施にあたり、あらかじめ様式等を定めて、監査等に必要な資料等の提出を求める。また、必要に応じ関係職員から事務事業の内容について説明を求める。

②事前通知

監査の期日等の通知は、前述のとおりであるが、緊急に監査を実施しなければならない場合は、この限りではない。

2 各監査の実施期間及び対象部局等

(1) 定期監査

	監査対象部局（予定）
10月16日(木)	資料審査 総務部、企画政策部、民生部、一部公民館 (監査委員の協議により、審査箇所決定)
10月17日(金)	
10月20日(月)	
11月17日(月)	資料審査 保健福祉部、建設部、産業部 (監査委員の協議により、審査箇所決定)
11月18日(火)	
11月21日(金)	
2月16日(月)	資料審査 教育委員会、その他法律に基づく委員会等 (監査委員の協議により、審査箇所決定)
2月17日(火)	
2月18日(水)	

※定期監査対象期間は、前年度（令和6年度）1年分とする。

(2) 財政援助団体等監査

	対 象 団 体
9月29日(月)	(監査委員の協議により決定)
9月30日(火)	

(3) 決算審査、基金運用状況審査

	審 査 箇 所
6月18日(水)	下水道事業会計決算
7月15日(火)	一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況
7月16日(水)	

(監査委員の協議により、審査箇所決定)

(4) 健全化判断比率等審査

	審 査 箇 所
8月4日(月)	一般会計・特別会計（健全化判断比率審査） 下水道事業会計（資金不足比率審査）

(5) 例月出納検査

毎月15日（休日等に当たるときは日程を調整）

(6) その他の監査等（法第199条第5項、法第242条の規定の監査等）

随時

3 監査計画及び監査結果等の公表について

(1) 監査基準、監査計画

法第198条の4第1項の規定に基づいて策定した監査基準について、市ホームページで公開している。

また、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査計画を策定し、市長等へ通知するとともに、市ホームページでも公開する。

(2) 定期監査、財政援助団体等の監査等

法第199条第9項の規定に基づき監査結果を市長等へ報告するとともに、相馬市監査委員に関する条例第10条の規定に基づき公表する。市ホームページでも公開する。

(3) 決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査

法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項、法第241条第5項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査し、その意見書を市長に提出する。市ホームページでも公開する。

4 その他

(1) 計画の変更

監査委員は、災害対応、その他やむを得ない理由により、監査の実施が困難であると判断した場合には、監査等の日程を調整する。

(2) 研修等

監査体制の充実強化のため、都市監査関係団体と連携し、会議及び研修会等に参加することにより、監査委員制度の調査研究及び監査委員相互の情報交換を行う。